

(陳受20第9号)

消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求めることに関する陳情

受理年月日

平成20年8月25日

陳情者

千代田区霞ヶ関1-1-3  
東京弁護士会  
会長 山本 剛嗣 ほか2団体

### 陳情の要旨

近年、食品安全事故、製品事故、偽装表示、悪質商法等さまざまな消費者被害が後を絶ちません。消費者被害の相談の多くは全国の消費生活センターに寄せられていますが、その件数は、平成7年度に約27万件であったものが平成18年度には約110万件に達し、約4倍に増大しています。また、当市においても、平成7年度に162件であったものが、平成18年度には1345件に達し、約8.3倍にふえています。

こうしたなかで真に市民の消費生活の安全・安心を守るためには、目下政府が設置を検討している「消費者庁」の実現を待つだけでなく、自治事務として自ら消費者行政を担っている武蔵野市自体の消費者行政の充実強化が不可欠です。

ところが武蔵野市では、ピーク時の平成12年度には3620万1千円であった消費行政予算が、平成19年度には2103万7千円に大幅に削減されています。

このような状況を打開するためには、武蔵野市の消費者行政のあり方を抜本的に見直し、消費者行政の中心となる相談体制の充実や、東京都、他の道府県下市町村との連携を行うなど、消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を図る必要があります。

よって、下記のとおり陳情いたします。

### 記

- 1 消費者による苦情相談を速やかかつ確実に受け付け、これに迅速・適切に対処できるよう、武蔵野市の消費生活センターの人員を拡充し、十分な予算措置を講じること。
- 2 武蔵野市の消費者行政充実のため、東京都の有識者や消費者団体等から構成される東京都地方消費者行政充実会議（仮称）への参加や、東京都並びに他の市町村とからなる市町村協議会の開催等により、東京都や他の市町村との連携を強めること。